

# 多可町環境保全条例

平成21年9月25日  
条例第 29 号

## 第1章 総則

### 第1節 通則

#### (目的)

第1条 この条例は、すべての町民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境がきわめて重要であることにかんがみ、人為による環境の保全上の支障を防止し、豊かな自然に囲まれた多可町の環境を守り、ごみのない美しいまちづくりの推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (2) 良好な環境 町民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる環境をいう。この場合において「環境」とは、生活環境、自然環境をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (4) 自然環境 自然界に存在する大気、水、土壌、生物等が構成する環境をいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の行動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭等によって人の健康又は生活環境に被害が生じることを用いる。
- (6) 工場等 事業活動を行う場所のうち、工場、事業所及び作業場をいう。
- (7) 事業者 町の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。

### 第2節 町長の責務

#### (町長の基本的な責務)

第3条 町長は、町民の健康で良好な生活を確保するため、環境保全に関する基本的かつ総合的施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 町長は、前項の事務を処理するに当たっては、総合的な行政の運営を図らなければならない。

#### (規制基準)

第4条 町長は、町民が健康で快適な生活を確保する上において維持することが必要な環境上の基準（以下「規制基準」という。）を定めることができる。

2 町長は、規制基準を定めるにあたっては、多可町環境保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(監視、測定、調査等)

第5条 町長は、公害の状況及び公害防止など、環境を保全する上で必要な監視、測定、調査をしなければならない。

(違反者の公表)

第6条 町長は第18条又第41条の規定による届出をしないで工場等又家畜飼養施設を設置している者、若しくは第24条又第45条の規定による改善命令その他これに相当する命令に違反している者は前条の規定による監視の結果、環境を著しく阻害していると認めるときは、これを公表しなければならない。

(知識の普及)

第7条 町長は、良好な生活環境の確保、自然環境の保護に関する町民の意識を高めるために必要な知識の普及に努めなければならない。

### 第3節 事業者の責務

(事業者の基本的な責務)

第8条 事業者は、その事業活動によって、人の健康及び良好な環境の保全上の支障を防止するため、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

(義務)

第9条 事業者は、法令及びこの条例に違反しないよう常に配慮するとともに、違反しない場合においても、良好な環境の保全上の支障を防止しなければならない。

(管理及び監視義務)

第10条 事業者は、その事業に係る公害の発生源又は周囲の環境を侵害するおそれのある事業活動を厳重に管理するとともに、公害の発生状況を常時監視しなければならない。

(廃棄物の自己処理等の義務)

第11条 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物をその責任と負担において、適正に処理しなければならない。

(生活環境、自然環境の保全義務)

第12条 事業者は、その事業活動によって生活環境、自然環境を破壊し、又は損傷してはならない。

(交通公害防止の義務)

第13条 事業者は、その事業活動によって生ずる自動車公害の防止及び交通安全に努めなければならない。

(協力義務)

第14条 事業者は町長、その他の行政機関が実施する環境保全対策に関する施策に協力しなければならない。

## 第4節 町民の責務

### (町民の基本的な責務)

第15条 町民は、環境保全に関する意識を高め、常に良好な環境の確保に寄与しなければならない。

### (町民の協力義務)

第16条 町民は、町が行う環境美化と保全、公害防止及び自然保護等の施策に協力しなければならない。

2 町民は、ごみの減量化及び再資源化に努めるとともに、町が行うごみの収集業務について定められた方法を守らなければならない。

3 町民は、ごみの投棄防止及び散乱防止に努めなければならない。

4 町民は、ごみの発生抑制を考えた買物（買物袋持参、簡易包装の推進）等に努めなければならない。

5 町民は、町が行う生活雑排水等の対策の推進について協力するとともに、自らの責務として適正な処理のための設備の整備に努めなければならない。

6 町民は、家庭においてごみの減量に努めなければならない。

## 第2章 生活環境の保全

### 第1節 工場等に関する規制

#### (規制基準の遵守)

第17条 事業者は、第4条第1項の規定により町長が定める規制基準を遵守しなければならない。

#### (工場等の設置又は変更の届出)

第18条 別表第1に掲げる工場等を設置しようとする事業者は、着手する30日以前に町長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の届出をしようとする者は、届出書その他の書類を町長に提出しなければならない。

#### (計画の指導)

第19条 町長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出の内容が規制基準に適合しないと認めるとき、又は周囲の環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る計画について指導することができる。

#### (操業等の制限)

第20条 第18条第1項の規定による届出を受理された者は、その届出に係る工場等の設置又は変更工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を町長に報告しなければならない。町長は、その報告を受けた場合には速やかに確認を行う。

2 前項の規定による者は、確認を受けなければ工場等を操業し、又は当該工場等の変更部分を使用してはならない。

(廃止届)

第21条 第18条第1項の規定による届出を受理された者が、当該届出に係る工場等の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第22条 第18条第1項の規定による届出を受理された者から、その届出に係る工場等を譲り受け、又は借り受けた事業者は、その地位を承継する。

2 第18条第1項の規定による届出を受理された事業者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出を受理された者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出を受理された者の地位を承継した事業者は、その日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(公害防止計画の指導)

第23条 町長は、公害の防止及び環境を保全する上で必要があると認めるときは、工場等を設置している事業者に対し、ばい煙等(ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。)の減少措置その他の公害防止に関する計画について指導することができる。

(勧告及び命令)

第24条 町長は、工場等を設置している者が第17条の規定に違反し、又は第19条及び第23条の規定に従わないときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて改善を勧告し、又は当該工場等の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 町長は、別表第1に掲げる工場等を除く工場等に対して、その事業活動により危険物又は有害物質を発生させ、若しくは流出させ、人の健康又は周囲の環境に被害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、環境保全上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(事故届等)

第25条 工場等を設置している事業者は、事故により当該工場等から規制基準に違反するばい煙等を発生させ、人の健康又は周囲の環境に著しく被害を及ぼしたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生したときは、事業者は速やかにその事故の原因及び状況、応急措置の内容並びに復旧工事の計画を町長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧措置が完了したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(屋外作業の制限)

第26条 工場等においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動、ばい煙又は粉じんを発生する作業をしてはならない。

## 第2節 空き地等の管理

### (空き地の管理者の責務)

第27条 空き地の所有者又は占有者（以下「管理者」という。）は、その空き地に繁茂した雑草、枯れ草又は投棄された廃棄物を除却し、及びその空き地への廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等、その空き地の近隣住民の生活環境を害しないよう空き地を適正に管理しなければならない。

2 空き地の管理者は、空き地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させている場合は、その置かれた物により当該空き地の近隣住民の生命、身体又は生活環境に危害を及ぼすおそれのないようその物又は空き地を適正に管理しなければならない。

### (勧告及び命令)

第28条 町長は、空き地の管理者が前条第1項の規定に違反してその空き地の近隣住民の生活環境を著しく害しているとき、又は前条第2項の規定に違反してその空き地の近隣住民の生命、身体又は生活環境に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その管理者に対し、雑草、枯れ草、置かれた物の除却その他違反を是正するために必要な措置を執るべきことを勧告し、又は命ずることができる。

## 第3節 公共の場所等の清潔保持及び廃棄物の処理

### (公共の場所の管理者の義務)

第29条 公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、かつ清潔の保持に必要な措置を講じ、みだりに廃棄物が投棄されないよう適正な管理をしなければならない。

### (自動販売機事業者の責務)

第30条 事業者のうち、自動販売機により容器入り飲料等を販売する者は、回収容器を設置する等その周辺に空き缶、空き瓶が散乱し、公共の場所等を汚損することのないよう努めなければならない。

### (廃棄物の投棄等の禁止及び処理義務)

第31条 何人もみだりに公共の場所及び他人が管理する土地に廃棄物を捨てる等汚損してはならない。

2 何人も、自己の所有地又は管理地であっても、廃棄物の野積み、埋め立て、投棄等をし、又はさせてはならない。

### (勧告及び命令)

第32条 町長は第30条及び前条の規定に違反し、当該公共の場所及び環境を著しく害しているとき認められる者に対して、その行為に対する措置及び投棄された廃棄物の回収等の措置を講ずべきことを勧告し、又は命ずることができる。

## 第4節 静穏の保持

### (静穏の保持)

第33条 何人も法令に違反しない場合であっても、夜間（午後10時から翌日の午前6時）においては、近隣の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。

### (勧告及び命令)

第34条 町長は、前条の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は命ずることができる。

### (燃焼行為の禁止)

第35条 何人も法令に基づく方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。ただし、法令に違反しない場合であっても、周辺的生活環境を損なわないよう努めなければならない。

### (勧告及び命令)

第36条 町長は、前条の規定に違反していると認めるときは、当該行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は命ずることができる。

## 第5節 愛がん動物に関する規制

### (飼育者の責務)

第37条 飼い犬、飼い猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の飼育者は、飼育マナーの向上に努め、命あるものである飼い犬等の飼育者としての責任を十分に果たすこと。

2 飼い犬等の飼育者は、その飼い犬等の形態、性状等に応じ、悪臭の発生の防止、病害虫の発生の予防等、衛生上の適正な管理を行うとともに住居が集合している地域において、周辺地域における町民の生活環境を損なってはならない。また、人に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼育しなければならない。

3 飼い犬等の飼育者は、飼い犬等を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬等を綱、鎖等につなぎ、制御できるようにすること。

(2) 飼い犬等のふんを処理するための用具を携行し、ふんは持ち帰り処理する事。

(3) 飼い犬等のふんにより、公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物を汚したときは、直ちに適正に処理すること。

### (不用飼い犬等の取扱い)

第38条 飼い犬等の飼育者は、不用となった飼い犬等を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

### (勧告及び命令)

第39条 町長は第37条及び前条の規定に違反し、近隣住民の身体又は生活環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認める場合は、その飼育者に対し、

当該飼育犬等の飼育方法の改善その他その違反を是正するため必要な措置を執るべきことを勧告し、又は命ずることができる。

## 第6節 家畜飼養施設に関する規制

### (規制基準の遵守)

第40条 町の区域内において、牛、馬、豚、やぎ、羊、鶏及びあひる等（以下「家畜」という。）を飼養する施設（以下「家畜飼養施設」という。）を設置している者は第4条の規定により町長が定める規制基準を遵守しなければならない。

### (家畜飼養施設の設置又は変更の届出)

第41条 別表第2に掲げる規模以上の家畜飼養施設を設置しようとする者は、着手する30日以前に町長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、届出書その他の書類を町長に提出しなければならない。

### (指導)

第42条 町長は、前条第1項の規定による届出をしようとする者又は届出をした者に対し、公害の防止の方法その他環境の保全のための措置について指導することができる。

### (完了の報告)

第43条 第41条第1項の規定による届出を受理された者は、その届出に係る家畜飼養施設の設置又は変更の工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を町長に報告しなければならない。

### (廃止届及び地位の承継)

第44条 第21条及び第22条の規定は、第41条第1項の規定による届出を受理された者について準用する。

### (勧告及び命令)

第45条 町長は、家畜飼養施設を設置している者が、第40条の規定に違反し、又は第42条の規定による指導に従わないときは、当該家畜飼養施設を設置している者に対し、期限を定めて改善を勧告し、又は命ずることができる。

## 第3章 雑則

### (報告の要請)

第46条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境の保全上の支障をきたすおそれがあると認めるときは、その者に対し、必要な事項を報告させることができる。

### (立入検査及び立入調査)

第47条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等、家畜飼養施設、その他類する施設に立ち入り、関係書類、機械、設備、建物その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、

若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示又は指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 罰則

第49条 第24条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定による届出をしないで工場等を設置した者
- (2) 第45条の規定による命令に違反した者

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第2項の規定による制限に違反した者
- (2) 第41条第1項の規定による届出をしないで家畜飼養施設を設置している者

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第2項、第28条、第32条、第34条、第36条の規定による命令に違反した者
- (2) 第47条の規定による立入調査若しくは立入検査をを拒み、妨げ、又は忌避した者

第53条 第39条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第54条 第21条、第22条第3項又は第25条第3項又は第44条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第55条 法人の代表者又は若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前6条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(中町美しいまちづくり条例の廃止)
- 2 中町美しいまちづくり条例(平成14年中町条例第18号)は、廃止する。  
(加美町さわやか条例)
- 3 加美町さわやか条例(平成3年加美町条例第7号)は、廃止する。  
(全町公園化条例)
- 4 全町公園化条例(平成4年八千代町条例第4号)は、廃止する。  
(中町美しいまちづくり条例推進委員会設置要綱の廃止)
- 5 中町美しいまちづくり条例推進委員会設置要綱(平成11年中町告示第20号)は、廃止する。

別表第1（第18条、第24条関係）

1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に規定する特定施設又は規制対象機械を設置している工場等
2 前項の規定対象以外の工場等で、重油燃料の使用が最大日量0.2キロリットル以上のもの、並びに汚水等の排出量が最大日量20立方メートル以上のもの
3 次の各号に掲げる事業所又は作業場 (1) 自動車修理業 (2) 廃品の集積場又は解体場 (3) ブロック製造業 (4) 電機又はガスを用いる金属の溶接又は切断作業場 (5) 給油所 (6) 公衆浴場 (7) 動力ミシン加工場（同一建物内で5台以上の動力ミシンを設置するもの） (8) のり付加工場 (9) 敷地面積1,000平方メートル以上の材料置場及び延べ床面積1,000平方メートル以上の倉庫 (10) その他町長が必要と認める事業所等

別表第2（第41条関係）

(1) 鶏 100羽以上 (2) あひる 50羽以上 (3) 牛、馬、豚、やぎ、羊等 1頭以上
---